

## 公益財団法人宮崎市体育協会表彰規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎市体育協会(以下「協会」という。)の定款の趣旨に基づき、宮崎市内におけるスポーツの健全なる普及振興に貢献し、特に、その功績、功労が市民の規範と認められる個人及び団体を表彰するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (表彰の対象)

第2条 表彰は、協会の会員及び団体のうち次の各号の区分に応じ該当する者をその対象とする。

(1) スポーツ功労賞 永年にわたり協会の発展に寄与、又は、競技団体の育成及び指導に著しく功績があった者で、当該者が所属する競技団体からの推薦を原則とする。

(2) スポーツ優秀賞 全国大会等で優勝若しくは上位入賞した者で、当該者が所属する競技団体からの推薦を原則とする。

2 前項の規定にかかわらず、協会の会長が特に功労があったと認め、推薦する者は表彰の対象者とすることができる。

### (推薦の方法)

第3条 表彰候補者の推薦は、別に定める推薦書の提出をもって行う。ただし、前条第2項に係る者は、この限りではない。

### (表彰委員会・表彰者の決定)

第4条 協会に表彰委員会(以下「委員会」という。)を置き、委員会において、表彰者を審議決定する。

2 委員会は協会理事により構成し、委員長に協会会長(代表理事)をもって充て、副委員長に協会副会長をもって充てる。

3 委員長は委員会を招集し、議事を進行する。この場合において、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指定した副会長が職務を代行する。

### (表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状又は感謝状により顕彰する。

2 表彰を行うにあたって、副賞を授与することができる。

### (追賞)

第6条 表彰を受ける者が表彰前に死亡したときは追賞することができる。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、毎年1回協会が主催する式典等において行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は理事会において定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

## 公益財団法人宮崎市体育協会表彰規程細則

### (スポーツ功労賞)

- 第1条 表彰の対象者は、各種競技団体の役員又は審判員として10年以上を経過した者で、著しく功績のあった者とする。
- 2 年齢要件は満年齢50歳以上とする。
  - 3 推薦にあたっては、原則として各競技団体1名とする。
  - 4 受賞は、功績のいかんに関わらず1回限りとする。

### (スポーツ優秀賞)

- 第2条 全国大会とは小学生以上の大会で、九州大会などの地区予選会を経て参加する大会、又は都道府県代表が参加する規模の大会とする。
- 2 対象となる大会は、前年の4月から本年の3月までの間に開催された大会とする。
  - 3 対象者とは、大会開催時に宮崎市内在住又は市内の学校、企業等に所属していること。
  - 4 全国大会等における上位入賞者とは、別表1に定める大会においては個人競技8位、団体競技3位までとし、別表2に定める大会においては個人競技3位まで、団体競技は優勝とする。ただし、団体の入賞については、原則として、宮崎市在住のみの構成とする。また、個人の成績が加算される総合得点による成績は対象外とする。

### (賛助会員表彰)

- 第3条 賛助会員として10年以上経過し、会長が特に功労があったと認めた個人又は団体については、会長が推薦し感謝状により顕彰する。
- 2 協会に加盟していない個人又は団体であっても、本市のスポーツの健全な普及発展に貢献し、特に、その功績、功労が市民の模範と認められるときは、会長が推薦し表彰状又は感謝状により顕彰する。

### 附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

#### (施行日)

- 1 この細則は、平成30年4月1日から施行する。

#### (経過規定)

- 2 改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、平成30年度に表彰の対象となる大会は、平成29年9月から平成30年3月までの間に開催されたものとする。

別表 1

大会名
1 国際大会
2 国民体育大会
3 競技別全日本選手権大会
4 全国高等学校総合体育大会
5 全国中学校体育大会
6 全国障害者スポーツ大会
7 2～5に準ずる国内大会（大学選手権大会等）

別表 2

大会名
年齢制限されている競技種目の全国大会